

矢部司法書士事務所報酬基準表(その他の業務・行政書士関係業務)

平成 21年4月 1 日改定

種 別	基 本 報 酬 (基 準 額)	
1. 契約書・合意書・協議書等の作成	一般的なもの(有名契約) 簡易なもの 特殊なもの 登記の依頼に伴い作成するものは、登記付随報酬による。	50,000円 30,000円 別途合意により定める。 1枚 5,000円
2. 議事録等の作成	一般的なもの 簡易なもの 特殊なもの 登記の依頼に伴い作成するものは、登記付随報酬による。	30,000円 10,000円 別途合意により定める。 1枚 5,000円
3. 内容証明	一般的なもの 特に簡易なもの 特殊なもの 代理人として作成・特殊なもの	20,000円 10,000円 別途合意により定める。 30,000円以上
4. 一般文書の起案・作成	一般的なもの・・・依頼文・通知書等 特に簡易なもの 特殊なもの	20,000円 10,000円 別途合意により定める。
5. 相続人調査 (相続関係書類調査、取寄せ、 相続関係図作成) 費用＝基本報酬＋書類収集＋実費 実費(書類手数料 郵送料)	基本報酬(数次相続、子供無し等/書類調査・関係図作成) 基本報酬(簡易なもの) 複雑なもの 関係書類の収集は、登記付随報酬に同じ。 郵送実費別	30,000円 10,000円 別途合意により定める。 1通 2,500円 簡易なもの 1,500円以内
6. 遺言書の起案、作成指導	一般的なもの 簡易なもの 特殊なもの	50,000円 30,000円 別途合意により定める。

7. 遺言執行手続き (遺言執行者に指名された場合。)	500万円以下の部分 500万円を超え1億円以下の部分 1億円を超え3億円以下の部分 3億円を超える部分 特に複雑又は特殊な事情がある場合 (遺言執行に裁判手続を要する場合等は、弁護士費用等の裁判手続に要する費用もかかる。)	100,000円 1.5%以内 1%以内 0.5%以内 別途協議により定める額
8. 農地法関係	農地法第4条、5条の届出 農地法第3条の許可申請 その他	30,000円 30,000円 別途合意により定める。
9. 現場調査	有料道路代金、電車代等実費は別	1回 20,000円
10. 相談料	基本報酬が発生する場合は、無料	1時間 5,000円
	継続的相談	月額 30,000円
11. 日当	4時間まで 1日	20,000円 40,000円
<p>【備考】</p> <p>(1) 基準額の加算と減算について … 基準額は、一般平均的な事件の報酬額。事件の性格等を勘案して、加算、減算することがある。</p> <p>(2) その他の事件は、事案に応じて、当事者で合意のうえ定める。</p>		